

長期優良住宅の認定に関する基準

第1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第6条第1項第3号の規定による良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に係る事項に関する審査基準については、千葉県が定める長期優良住宅の認定に関する基準（以下「千葉県基準」という。）第1に準ずるものとする。

第2 法第6条第1項第4号の規定による自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に係る事項に関する審査基準については、千葉県基準第2に準ずるものとする。

附則

- 1 この基準は、令和5年2月20日から施行する。
- 2 この基準の施行日前に申請がなされたものについては、なお従前の例による。